

神奈川県知事に熱中症に関する緊急対策の申入れ

神奈川県民医連は、7月31日に神奈川県知事に熱中症に関する申入れを松崎事務局長はじめ3名で行いました。過去に例をみない猛暑が続くなか、熱中症で受診・搬送される患者が増えていることや扇風機やエアコンのない部屋で生活している高齢者がいることなどを踏まえ、緊急対策を速やかに実施するように申し入れました。



気象庁は、7月23日、猛暑についての記者会見を行い、少なくとも8月上旬までは広い範囲で同じような暑さが続くと予想を明らかにし、「命の危険が及ぶレベルで、災害と認識している」と述べました。消防庁は翌日の24日、「熱中症で1週間に搬送された人数が2万2647人にのぼり、2008年度以降で過去最高になった」と発表しました。

厚労省は6月27日、今年度から新たに生活保護利用を開始した人を対象に一定の条件を満たす場合にはエアコン購入費などの支給を認める通知を出しました。しかし、2018年3月までに生活保護利用を開始し、エアコンを所有していない人は購入費の支給対象とはならず、このままでは猛暑のなかで命の危険を感じながら暮らさなければなりません。

神奈川県民医連は、県民の命と健康を守るために次の5つの緊急対策を求めました。



1. 6月27日の厚労省通知に該当する生活保護利用者にその内容を周知徹底し、必要な対象者には可及的速やかにエアコン設置ができるように支援すること。
2. 2018年3月までに生活保護の利用を開始し、エアコンを所有していない人に対しても上記の通達が適応されるように政府に対して緊急の要望を行うこと。
3. 先の厚労省通知に該当しない場合でも、神奈川県としてエアコン設置のための生活資金の緊急貸付を行うなど人命最優先の対策を講じること。
4. 社会福祉協議会による生活資金貸付制度の運用について、緊急事案については審査会の回数を増やすなどして貸付が速やかに行われるようにすること。
5. 福島県相馬市のように65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費などの補助を行うように検討すること。

政策局の調整監は、「生活保護の利用者を3月で区切ることで自体おかしい」とし、「申入れの趣旨は充分わかりました」と関係部署にしっかり伝えると対応してくれました。

(文責：神奈川県民医連 事務局 片倉 博美)